

令和7年度 法令遵守審査会から是正措置等の意見を付した報告のあった案件

通報概要	審査会による意見概要	本市の対応
1 福知山マラソンや年度末の人事異動に伴う事務机の配置換え等、市の職員が従事する時間が労働時間として扱われていないことについて	福知山マラソン及び人事異動に伴う事務机の配置換えは、業務に該当する。 市において各事業の実施に際して職員が従事した時間を正確に把握した上で、当該時間を考慮した適切な是正措置を講ずることが望ましい。	福知山マラソン及び人事異動に伴う事務机の配置換えに従事した時間は労働時間とし、消滅時効期間を考慮して、過去3年間の従事者について手当等を支給する。 また、その他業務についても改めて市で確認を行い、勤務時間外の緊急対応等のための電話対応当番については特殊な勤務として手当の支給に向けた対応を進めていく。 併せて、所属長に対して労働時間や服務の管理についての労務管理研修を実施していくこととする。